

令和8年度ニイガタコラボレーターズ（新潟県地域おこし協力隊）募集要項 （過疎地域等における地域の担い手確保支援）

1 目的

地域の担い手確保が課題となっている地域において、話し合いや外部人材とのマッチング等の支援を行い、住民主体の地域づくりを推進する。あわせて、優良事例の横展開並びに関係人口創出・拡大に向けた情報発信及びイベント開催等を通じて、県全体の取組機運の醸成や、過疎地域等における地域の担い手確保を図ることを目的とする。

2 募集対象者

（1）年齢

問いません。

（2）性別

問いません。

（3）地域要件

以下の県外の転出地から転入地に生活の拠点を移し住民票を異動させる必要があります。

なお、既に転入地へ住民票を異動されている方は対象となりません。

転出地	転入地
ア 3大都市圏内の市区町村（指定都市除く）の、条件不利区域以外の区域	新潟市
イ 政令指定都市の条件不利区域以外の区域	

※ご自身の転出地が、どの区分に該当するかは、次の URL を参考にしてください。なお、詳細については、お住まいの自治体に確認をお願いいたします。

<地域要件確認表（総務省 HP）>

<https://www.soumu.go.jp/chiikiokoshitai/pdf/000847999.pdf>

（補足1）

3大都市圏 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部。ただし、国勢調査において、2005年から2015年の人口減少率が11%以上の市町村については、3大都市圏外とする。

条件不利区域 次の①から⑦のいずれかで公示・指定・規定される市町村。
①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、②山村振興法
③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法
⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法

（補足2）

以下のア～イのいずれかに該当する方は、上記の表に関わらず、転出地は問いません。

ア 協力隊経験者（2年以上隊員として活動し、かつ、解嘱から1年以内の方）

イ JETプログラム修了者（2年以上JET参加者として活動し、かつJETプログラム終了から1年以内の方）

ウ 海外に在留し、市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方

（4）活動の開始時期

令和8年7月1日（水）を目途に活動を開始できる方（応相談）。

(5) 次のア～ウのいずれにも該当しない方

- ア 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない方
- イ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する方
- ウ その他暴力団事務所に出入りするなどア、イのいずれかに準ずる方

(6) 次の要件をすべて満たす方

- ア 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方
- イ 心身がともに健康で、かつ、誠実に職務を遂行できる方

(7) 次の技術要件をすべて満たす方

- ア 普通自動車免許を取得しており、日常的な運転に支障のない方
- イ パソコンの一般的な操作（ワード・エクセル・パワーポイント、電子メール・SNS等）ができる方

(8) 歓迎する人物像

- ア 任務に意欲的で、新しい環境に柔軟に対応できる方
- イ 関係団体、地域住民及びキーマンなど多様な主体とコミュニケーションを図れる方
- ウ 自ら率先し、各所と調整しながら柔軟に行動し、企画等を完遂できる方
- エ 自然豊かな地域での暮らしに魅力を理解し、住民等との対話を通じて地域の魅力を編集し高めていくプロセスを楽しめる方
- オ 過疎地域等の地域づくりに熱意を持って取り組める方

3 活動内容

- (1) 現場実態の把握及び事例調査
- (2) SNS等を活用した地域づくりの優良事例の発信・提供
- (3) 話し合いサポート及び外部人材とのマッチング支援
- (4) 住民主体の地域づくりに係る関係者向け勉強会等の企画・運営
- (5) 関係人口の創出・拡大に向けた、県内外への情報発信や各種イベントの企画・実施
- (6) ウェブサービス「Note」にて活動状況の発信

4 募集人数

1名

5 受入団体等

次の受入団体から、活動拠点の提供や業務に関する助言等の支援を受けながら、活動していただきます。

受入団体：NPO法人まちづくり学校（新潟県新潟市青山5丁目8-22）

※ <https://machikou.com/>

6 活動日及び活動時間の目安

- ・週4日、1日当たり7時間を目安としています。
 - ・国民の祝日に関する法律に規定する休日及び、12月29日から翌年1月3日までの期間は原則休日とします。
- ※ ただし、活動内容により時間外や休日での活動が生じた場合は、他の活動日の振替えにより調整していただきます。

7 活動イメージ

◆ 1日の活動イメージ

時間	内容
09:00	当日の業務確認
09:30	関係者との打ち合わせ
10:00	事務作業（情報整理、現地活動準備等）
11:00	外出
12:00	昼食・休憩
13:00	現地活動（現状把握、取組支援）
17:00	帰宅

◆ 1週間の活動イメージ

曜日	内容
月曜日	1週間の業務計画の作成、関係者との打合せ、現地調査
火曜日	関係者との打合せ、現地活動
水曜日	関係者との打合せ、現地活動
木曜日	情報発信、note 記事作成、研修の運営
金曜日	自己研鑽日
土曜日	休日（イベント等があれば、平日の活動日と振り替え）
日曜日	休日（イベント等があれば、平日の活動日と振り替え）

◆ 年間活動イメージ

時期	内容
通年	<ul style="list-style-type: none"> 県や受入団体の活動に同行して現場を知り、優良事例を収集・発信する。 ワークショップ等の企画・運営に参画し、ファシリテーションや合意形成等のスキルを習得する。 地域のキーマン等との関係構築を進め、支援活動の基盤となる広域的なネットワークの基盤をつくる。 重点エリアを設定し、話し合いサポートや外部人材等とのマッチング支援を実践する。 伴走支援した事例をモデル地区として発信し、県内他地域へのノウハウの横展開を図る。 関係人口の創出に向け、県内外への情報発信や交流イベント等を企画・実施する。

◆ 3年間のキャリアイメージ

時期	内容
1年目 (R8年度)	<p>【現場理解と基礎力の形成。事例の収集・発信。重点支援地域の決定。】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県が行う事例収集に同行して現場を知り、優良事例をSNS等で発信することで、他地域の地域づくりへの関心を喚起し、取組の横展開につなげる。 ワークショップや研修の企画・運営への参画を通じて、ファシリテーションや合意形成等のスキルをOJTにより習得する。 地域のキーマン等との関係構築を進め、支援活動の基盤

	<p>となる広域的なネットワークの基盤をつくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県や受入団体等と調整し、重点活動エリアを決定する。 ・ 関係人口候補者に向け、地域の魅力等の情報発信を始める。
2年目 (R9年度)	<p>【基礎力の形成。事例の収集・発信。重点支援地域への伴走。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重点活動エリアを中心に、地域の話し合いサポートや、地域と外部人材等とのマッチング支援による伴走支援を実施する。 ・ 引き続き研修等の企画・運営に参画し、実践的スキルをOJTにて習得する。 ・ 県内各地の優良事例の発信を継続し、他地域の地域づくりへの関心を喚起し、取組の横展開につなげる。 ・ 地域と関係人口候補者をつなぐきっかけとなるイベント等を企画・実施する。
3年目 (R10年度)	<p>【主体的な企画展開と支援の中核的役割の担い手化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでに学んだ技術を活かし、重点活動エリアにおいて、支援先と連携しながら主体的に地域支援を行う。 ・ 伴走支援の事例をモデル地区として整理・発信し、県内への横展開を図る。 ・ 住民主体の地域づくりを促進するため、関係者向けの勉強会を主催・運営する。 ・ 培った実務経験や構築したネットワークを活かし、任期終了後の県内での就業・起業等の方向性を検討する。

8 身分等

(1) 身分

地域おこし協力隊として、新潟県知事が委嘱します。

県と委託契約を締結します。(新潟県との雇用関係はありません)

(2) 委嘱期間

委嘱の日から会計年度を超えない範囲で12か月以内としますが、最長3年まで延長することを予定しています。

ただし、職務怠慢等、隊員として相応しくないと判断された場合は、委嘱期間中であっても委嘱を打ち切る場合もあります。

9 活動条件等

(1) 対象経費等

ア 報 償 費	<p>月額 291,000円</p> <p>※委嘱日が月の途中となる場合は、日割り計算</p>
イ 活 動 経 費	<p>上限額 1,440,000円(年額)(120,000円×12月)</p> <p>※委嘱日が年度途中となる場合は、日割り計算</p> <p>【活動経費として対象となるもの】</p> <p>ア 任期中の住居に係る費用</p> <p>活動のための住宅(借間を含む)を借り受け、月額10,000円(税込み)を超える家賃を支払う場合に、次の区分に応じた費用を活動費から支出で</p>

きます。(10,000円以下は不可)。

ただし、親族が所有、または借り受け、居住している住宅に居住する場合は除きます。

区分	額 (100円未満は切り捨て)
10,000円を超え、 21,000円以下の場合	家賃-10,000円
21,000円を超え、 53,000円以下の場合	(家賃-21,000円) × 1/2 + 11,000円
53,000円を超える場合	27,000円

イ 次の項目に該当する費用

○ 車両関係

(ア) 借上げ

項目	額
活動車両借上げ	実費 (上限額: 25,000円/月)
活動車両燃料費	11円/km × 活動に要した距離

(イ) 自己所有

項目	額
活動車両燃料費	22円/km × 活動に要した距離

○ その他

項目	額
傷害保険料	実費 (上限額: 5,000円/月)
パソコン借上げ費	実費 (上限額: 22,000円/月)

ウ その他費用 (例)

- ・ 消耗品、消耗機材、書籍、材料等に要する経費
- ・ 研修受講に要する経費
- ・ 申請者及び参加者等の損害・賠償責任等保険料

【活動経費の対象とならないもの (例)】

- 飲食代
- 事業収入を伴う経費
- 土地、建物、車の購入費
- 高額な物品購入費
- 個人の資産となる経費
- 国民健康保険料、国民年金保険料

(2) 兼業

業務に支障が無い場合は兼業が可能です。

(3) 研修会等の実施

協力隊として活動する上で必要な心構え等や、県内で活動する市町村の地域おこし協力隊との関係構築等に関する研修会を実施します。

(4) その他のサポート

地域おこし協力隊の知見を有する者等が外部メンターとして活動をサポートする予定です。

10 応募方法

(1) 受付期限

令和8年5月13日（水）17：00

(2) 提出書類及び提出方法

提出書類	提出方法
応募用紙 (履歴書及び職務経歴書)	<ul style="list-style-type: none">・様式は、新潟県知事政策局地域政策課ホームページ（以下、ホームページ）からダウンロードしてください。・PDF形式にて、ホームページの応募フォームから提出してください。
誓約書	<ul style="list-style-type: none">・様式は、ホームページからダウンロードしてください。・PDF形式にて、ホームページの応募フォームから提出してください。
住民票（抄本）の写し (発行から3か月以内のもの)	<ul style="list-style-type: none">・PDF形式にて、ホームページの応募フォームから提出してください。
運転免許証の写し (両面)	<ul style="list-style-type: none">・PDF形式にて、ホームページの応募フォームから提出してください。

11 選考方法

(1) 第一次選考（書類選考）

ア 提出書類をもとに、書類審査を行います。

イ 選考結果については、応募用紙記載のメールあてに通知します。合格者には併せて第二次選考の日時等の詳細をお知らせします。

(2) 第二次選考（面接）

ア 第一次選考合格者を対象に、意欲、コミュニケーション能力、行動力等について面接審査を、5月20日（水）、21日（木）及び22日（金）のいずれかの日にオンライン（Zoom）で行います。

日程については、第一次選考合格者に別途お知らせします。

イ 選考結果については、面接から1週間以内に、応募用紙記載のメールあてに通知します。

(3) 留意事項

ア 応募に係る経費（書類輸送費、交通費等）はすべて応募者の負担となります。

イ 選考経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

12 お問い合わせ

新潟県知事政策局地域政策課 諸橋、三木

TEL：025-280-5095

FAX：025-280-5227

E-mail：ngt000200@pref.niigata.lg.jp